

令和3年6月11日

広島県管理港湾の港湾施設利用者の皆さま

広島県土木建築局港湾振興課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

新型コロナウイルス対策港湾施設利用者緊急支援事業における
港湾施設使用料の還付に係る消費税の取扱いについて（通知）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本県の港湾行政にご理解とご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス対策港湾施設利用者緊急支援事業（以下「当該事業」という。）においては、港湾施設利用者の皆さまが港湾施設使用料（以下「使用料」という。）の支払猶予の申出をせずに、納期限までに使用料を納付していただいた場合は、既納の使用料のうち、減免対象の使用料を後日還付いたしております。

家賃支援給付金等とは異なり、当該事業で還付した使用料は、課税仕入れに係る仕入対価の額の全部若しくは一部の返還に該当するため、消費税の課税対象となります。

なお、仕入控除税額の計算方法については、別紙「消費税のあらまし 令和2年6月 国税庁」36 ページの「2-(2). 仕入控除税額の計算方法の特例」の「[1] 仕入対価の返還等がある場合」に記載がありますので、参考にしてください。

担当 港営グループ

電話 (082)513-4019 (ダイヤルイン)